

第2 安心・活力の実現に向けた雇用対策の推進 ～雇用のセーフティネットの整備～

現下の雇用失業情勢はさらに厳しさを増してきており、6月の完全失業率は平成15年6月以来6年ぶりに5.4%となった。また、有効求人倍率は0.43倍と過去最低を記録している。

このような状況の中で、緊急雇用対策の推進に全力をあげることにする。

「雇用を軸とした安心社会の実現」が求められている中で、今後の人口減少社会において、国民が将来に希望を持って安心して働けるようにし、我が国社会の活力を維持・発展させていくため、人材への投資等による格差是正、全員参加による社会の活力増進を中核に据えた中期的な対策を実行する。

1 緊急雇用対策の推進

3,781億円(1,108億円)

(1)雇用維持支援

3,058億円(581億円)

企業の休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援するため、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、手当、賃金の4/5(大企業2/3)の助成(解雇等を行わない場合は助成率がそれぞれ9/10、3/4に上乘せされる)を行うとともに、残業削減雇用維持奨励金により、残業を大幅に削減し、解雇等を行わない事業主に対して助成(30万円～45万円(大企業20万円～30万円))を行う。

(2)再就職・能力開発対策

455億円(335億円)

○医療、福祉、情報通信等の分野における能力開発の推進

今後成長が見込まれる医療、福祉、情報通信等の分野における職業訓練の充実(保育士の資格取得を目的とした職業訓練の創設)を図るとともに、介護労働者に対する教育訓練の実施に係る相談・援助等のコーディネートを行う事業を拡充する。

○緊急人材育成・就職支援事業

平成21年度補正予算(7,000億円)により創設した「緊急人材育成・就職支援基金」を活用し、雇用保険を受給できない者の再就職を促進するため、職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のため、「訓練・生活支援給付」の支給(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)及び貸付け(それぞれ上限月5万円、月8万円)を実施するとともに、中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援等を実施する。

○緊急雇用創出事業

平成20年度第2次補正予算(1,500億円)及び平成21年度補正予算(3,000億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設し、緊急雇用創出事業を実施することにより、失業者の一時的な雇用・就業機会の創出を図る。

○ふるさと雇用再生特別交付金

平成20年度第2次補正予算(2,500億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設し、創意工夫を凝らした事業の実施を支援することにより、地域求職者等の安定的な雇用機会の創出を図る。

(3) 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化

4. 8 億円 (2. 9 億円)

労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化する。

(4) 未払賃金立替払制度の推進

263 億円 (189 億円)

倒産した企業から賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金のうち一定額を政府が立替払する「未払賃金立替払制度」により、早期に立替払が受けられるよう、立替払に必要な原資の確保等により制度の円滑な運用を推進する。

2 人材への投資

794 億円 (589 億円)

(1) 新分野・成長分野を見据えた職業訓練の充実等

517 億円 (335 億円)

①医療、福祉、情報通信等の分野における能力開発の推進(再掲・前ページ参照)

455 億円 (335 億円)

②ハローワークにおける職業訓練受講者に対する就職支援体制の強化

62 億円

ハローワークにおける職業訓練情報等の収集・提供、職業訓練の受講あっせん及び職業訓練受講修了者の就職支援の実施体制を強化する。

(2) 産業間労働移動の促進 81億円(68億円)

失業なき労働移動を支援するため、労働移動支援助成金について、求職活動等のための休暇を付与し休暇日に通常の賃金の額以上の賃金を支払った場合の助成額の引き上げ(4,000円→7,000円)、職業紹介事業者の活用により再就職させた場合の助成率の引き上げ(1/3→1/2(大企業は1/4→1/3))等を行うとともに、出向のあっせんによる早期再就職の支援を行うことにより、産業間の労働移動を促進する。

(3) ジョブ・カード制度を中心とした労働市場の基盤整備 237億円(228億円)

① ジョブ・カード制度の一層の展開 213億円(206億円)

キャリア形成の過程をモデル化したキャリアマップの作成、各種検定の整備、モデル評価シートの多様化、専門キャリア・コンサルタントの育成等産業分野ごとの展開に向けた基盤整備と、これらを活用した職業訓練を推進する。

② 職業能力評価の基盤整備の推進 29億円(27億円)

技能検定制度の機能強化、非正規労働者の評価・処遇改善の推進等職業能力評価に係る基盤整備のための総合的な施策を推進する。

③ 国際標準化等の動向を踏まえた労働市場の基盤整備に係る総合的取組 (新規)

33百万円

教育訓練サービス分野における国際標準化等の動向を踏まえ、我が国における教育訓練の質保証のための取組を推進する。

(4) 学校教育との連携によるキャリア形成支援の基盤整備(新規) 2.6億円

学校在学段階におけるキャリア教育、働くルールに関する教育の推進のための体制整備を進める。

(5) 中小企業における職業訓練の支援 39億円(37億円)

事業主が行う従業員の職業訓練に要する経費及び賃金の助成について、中小企業に対する助成率の引き上げ(1/2(中小企業労働力確保法に基づく職業訓練を行う小規模事業所(常時雇用する労働者が20人以下)については2/3))を引き続き実施する。

(6) ものづくり立国の推進 19億円(17億円)

第一線で活躍している若年技能者を活用した技能の魅力や重要性の啓発等ものづくり教育を推進するとともに、団塊世代等を活用した効果的な技能継承の推進、地域におけるモデル的な技能振興・技能継承事業に対する支援を実施する。

3 雇用創出

3, 104億円(1, 104億円)

(1) 地域における雇用創出の推進

241億円(265億円)

先の補正予算により実施している「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業」に加え、「地域雇用開発促進法関連事業」を国と地方公共団体が一体となって推進する。また、地方公共団体における事業の実施状況を把握し、好事例を紹介すること等を通じ、地方公共団体における効果的かつ機動的な取組を支援するとともに、地域の雇用創出の取組を促進するため、経験交流会等を実施する。

(2) 介護労働者等の確保・定着（一部再掲・32ページ参照）

264億円(216億円)

介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等への総合的支援や介護労働者に対する教育訓練の実施に係る相談・援助等のコーディネートを行う事業の拡充を図る。

(3) 農林漁業分野における新たな雇用機会の創出

13億円(6.9億円)

農林漁業への就業等のニーズが高まっている中、失業者等の希望や能力に応じた多様な農林漁業への就業等の実現に向けた職業相談・紹介等の支援を実施する。

(4) 中小企業に対する雇用安定のための支援（一部再掲・32ページ参照）

2, 586億円(616億円)

企業の休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援するため、中小企業緊急雇用安定助成金を活用し、手当、賃金の4/5の助成(解雇等を行わない場合は助成率が9/10に上乗せされる)を行うとともに、残業削減雇用維持奨励金により、残業を大幅に削減し、解雇等を行わない事業主に対して助成(30万円～45万円)を行う。また、生産性の向上等に資するための人材の確保・定着に対する助成(2/3)、基盤人材の雇入れへの助成(140万円～170万円)を行う。

4 若者・女性・高齢者・障害者等の就業実現

1,546億円(1,605億円)

(1) 若者の自立の実現

577億円(553億円)

①未就職卒業者早期就職プロジェクト(新規)

76億円

若者の応募機会の拡大に向けた企業の取組強化のため青少年指針を改正し、未就職卒業者が応募可能な求人の開拓、事業主への助成措置等を行う「未就職卒業者早期就職プロジェクト」を新たに実施する。

②新規学卒者、未就職卒業者等に対する就職支援

38億円(42億円)

新規学校卒業予定者、未就職卒業者等について、全国ネットの拠点の整備等により、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援や働くルールに関する教育を実施する。

③「フリーター等正規雇用化プラン」の着実な推進

389億円(456億円)

就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等(25歳～39歳)を重点に、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援や助成制度(若年者等トライアル雇用(1人4万円、最大3ヶ月)、年長フリーター等を正規雇用する事業主への助成(中小企業1人100万円、大企業50万円))の活用等により、年長フリーター等の正規雇用化を推進する。また、年長フリーター等向けの訓練コースの長期化など、年長フリーター等の安定雇用に向けた対策を強化する。

④ニート等の若者の職業的自立支援の強化

29億円(22億円)

ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションの設置拠点を拡充(92か所→115か所)するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。

(2) 女性の就業希望等の実現

154億円(141億円)

①仕事と家庭の両立支援(一部再掲・33ページ参照)

100億円(100億円)

育児・介護休業法の改正にあわせ、短時間勤務制度の定着を促進するための助成を拡充するとともに、事業所内保育施設を設置、運営する中小企業に対する助成率の引上げ(1/2→2/3)を引き続き実施する。また、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等不利益取扱いへの対応策の強化を図る。

さらに、「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。

②雇用機会均等確保に向けた取組の推進

8.4億円(8.3億円)

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正、的確な指導等を行うとともに、男女労働者の格差の解消を目指した企業の積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組のノウハウ提供を実施する。

③女性に対する起業支援(新規)

20百万円

起業に向け取り組む女性に対する「e-ラーニングサービス」の提供や、起業に必要な人的ネットワークの構築支援、相談対応を実施する。

④マザーズハローワーク事業等の拡充

45億円(32億円)

事業拠点の増設(148か所→198か所)、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。また、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。

(3)いくつになっても働ける社会の実現

506億円(639億円)

①希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進

226億円(359億円)

高齢者雇用確保措置の着実な実施を図る。また、意欲と能力があれば年齢に関わりなく働ける環境整備を図るため、希望者全員について65歳まで雇用が確保される制度や70歳まで働ける制度の導入に取り組む事業主への助成(160万円を上限)、傘下企業の取組に対する相談援助を行う事業主団体への助成(500万円を上限)を実施する。

②団塊の世代が活躍できる環境整備

69億円(68億円)

高齢者による地域の社会貢献活動分野における起業に対する助成制度の創設(300万円を上限)、地域貢献活動の情報や体験機会を提供する事業の実施箇所の拡大(10か所→14か所)を行う。

③高齢者の多様な働き方に対する支援の充実

149億円(147億円)

教育・子育て・介護・環境の分野における、シルバー人材センターと地方公共団体の連携による事業の拡充等により、シルバー人材センター事業の充実を図る。

(4)障害者に対する就労支援の推進 **252億円(228億円)**

①雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化 **70億円(59億円)**

ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」を推進するとともに、就業面と生活面における支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数の拡充等(265か所→300か所)により、地域における障害者の就労支援力の強化を図る。

②障害特性に応じた支援策の充実・強化 **19億円(14億円)**

カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対する奨励金(新規雇用した精神保健福祉士1人当たり年180万円等)を創設する。また、発達障害者については、ハローワークにおける支援体制の整備や事業所における職場実習の実施等により雇用の促進を図る。

③障害者に対する職業能力開発支援の強化 **64億円(64億円)**

障害者に対する座学と企業実習を組み合わせた実践的なプログラムを創設する。また新たに、障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する支援を充実させるため、外部専門家を配置するとともに、一般の職業能力開発校において、精神障害者を対象としたモデル事業を実施する。

④「工賃倍増5か年計画」の着実な推進(60ページ 7.1(4)で詳述) **17億円(17億円)**

(5)生活保護世帯に対する就労支援の推進 **15億円(11億円)**

公共職業安定所と福祉事務所等とが連携した「就労支援チーム」により、生活保護受給者等に対する一貫した就労支援を実施するとともに、相談体制の強化を図る。

(6)母子家庭等の自立のための就業支援等の推進 **37億円(27億円)**

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う事業(高等技能訓練促進費等事業)や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。

○ ひとり親家庭等対策

平成21年度補正予算による「安心こども基金」の拡充(1,500億円)のうちの「ひとり親家庭等への支援の拡充」を活用して、高等技能訓練促進費の支給期間の延長、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方公共団体への助成等を実施する。

5 非正規労働者への総合的対策

550億円(580億円)

(1) パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

15億円(16億円)

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、専門家(均衡待遇・正社員化推進プランナー(141名))による相談・援助や雇用管理改善を行う事業主に対して助成金(40万円～60万円(大企業30万円～50万円))の支給等により、事業主の取組を支援する。

(2) 有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進等 21億円(21億円)

有期契約労働者を雇用する事業主に対し、正社員転換や正社員と共通の処遇制度等を導入する場合の助成(それぞれ40万円及び60万円)の対象となる企業規模を現行の中小企業から大企業まで拡充(それぞれ30万円及び50万円)する。また、ガイドライン等を活用した事業主に対する相談支援等を実施する。さらに、有期契約労働者等について大臣告示の遵守についての指導等を実施する。

(3) 派遣労働者等の雇用の安定の確保等

73億円(103億円)

① 派遣労働者の保護と雇用安定の確保

66億円(97億円)

偽装請負、派遣契約の中途解除等の防止など法令遵守に向けた指導監督の徹底、体制の整備等を図る。また、製造業務派遣、登録型派遣、特定労働者派遣事業の在り方等について検討するとともに優良な人材ビジネス事業者の認定制度を推進する。

② 派遣労働者等の労働条件及び安全衛生の確保

6.6億円(6億円)

労働基準監督機関における労働基準関係法令の遵守にかかる監督指導や、労働保険の適用促進を図るとともに、安全衛生専門家による個別指導や安全衛生管理マニュアルの作成・普及を実施する。また、適正な労働条件管理の促進のため、モデル就業規則の普及、労働条件についての自主点検や、派遣労働者からの相談への対応を実施する。

- (4)職業能力開発支援の充実 214億円(206億円)
- ①キャリア・コンサルティング体制の整備 25億円(25億円)
- 非正規労働者に対するキャリア・コンサルティングの実施体制を整備する事業主について、支援を行う。
- ②ジョブ・カード制度の一層の展開（再掲・34ページ参照） 213億円(206億円)
- (5)住居喪失離職者等の再就職支援 194億円(221億円)
- 住居喪失離職者等に対して、就職安定資金融資等の各種住居支援による生活基盤の提供とともに、これらの者が早期就職を実現するため、就職安定プログラムを策定し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。
- (6)非正規労働者の総合的支援体制の整備 34億円(13億円)
- 非正規労働者就労支援センター(19か所)を見直し、職業紹介・職業相談と生活・住宅相談等を一体的に実施する非正規労働者総合支援センター(仮称)(32か所)を設置する等、非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備を図る。